

太陽光発電システム



補助対象者の要件

- 交付申請日において村内に住所を有している。
- 村税を滞納していない。
- 暴力団員等又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していない。
- 同一の住宅において、申請者及び申請者と生計を一にする方が、過去に村から補助金等の交付を受けていない。又は受ける見込みがない。
- 太陽光発電システム（以下、「設備」という。）について接続契約を電力会社と締結していること。
- 次のいずれかに該当する方

区分	要件
A対象者	令和7年10月1日以降に設備を購入し、自らが居住している村内にある既存の戸建て住宅に設置した方。
B対象者	令和7年10月1日以降に戸建て住宅の新築や建売住宅の購入に伴って設備を購入、設置した方。又は新品の設備の付いた戸建て住宅を購入された方。
C対象者	売電開始日が令和7年度中(令和8年3月31日まで)の方。

★対象者の区分については、[補助対象者フローチャート](#)も併せてご確認ください。

対象設備の要件

- 新品であること。
- 低圧配電線と逆潮流有りで連系する設備であること。
- 発電出力が10kWh未満であること。既設の設備に増設する場合は、既設分との合計発電出力が10kWh未満であること。
- 発電した電気が当該設備を設置した戸建て住宅において利用されること。

補助金額

2万円×発電出力値 (kWh)
※上限額10万円

- 出力に1kWh未満の端数があるときは、小数点第2位を切り捨てた額で算出。千円未満の端数は切り捨て。
- 発電出力値 (kWh) は、電力会社の発行する書類（接続契約のご案内・電力受給契約申込書兼低圧配電線への系統連系申込書等）に記載されている値となります。 ※パネル設置事業者発行の書面の数値（出荷総量・公称最大出力値等）ではありません。

申請の期限／方法（対象者の区分に従って申請してください。）

区分	申請期限	申請方法
A対象者	補助対象設備の購入又は設置後、1年以内に申請	次ページの提出書類を揃えて、環境政策課窓口までご提出ください。 ※郵送でのご申請も可能ですが、書類不備などがあった場合は、書類が揃い次第の受付となりますのでご注意ください。
B対象者	住宅の引渡日から起算して1年以内に申請	
C対象者	令和8年度末日（令和9年3月31日）までに申請	

<交付までの流れ>



提出書類

必要書類 (3~11、13はコピーでの提出可)	対象者		
	A	B	C
1. 交付申請書(様式第1号) 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能	○	○	○
2. 振込口座記入用紙 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可。	○	○	○
3. 設備の導入に係る費用及び支出が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システムのための設置費用が明記されたもの 領収書が発行されない場合は、見積もり書と振込票を合わせて提出など リース契約、ローン契約の場合は、各種契約が確認できる書類の写し 	○	○	○
4. 電力会社との接続契約が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 発電設備出力値の記載があるもの。 例: 電力会社発行の「接続契約のご案内」の写し 	○	○	○
5. 納品書又は設備設置後の写真 <ul style="list-style-type: none"> 写真の場合は、住宅に設備が載っていることが分かる画角のもの。 	○	○	○
6. 設備の設置場所を示す案内図 <ul style="list-style-type: none"> 住宅地図、Googleマップなど 	○	○	○
7. 納税証明書(未納がないことの証明)(発行から3カ月以内のもの) <ul style="list-style-type: none"> 税務課又は郵送申請にて取得可能 申請時において村税(住民税、固定資産税等)が課税されていない場合は添付不要 	○	○	○
8. 設備の購入日又は設置日を確認することができる書類 <ul style="list-style-type: none"> 他の書類で確認が取れる場合は提出不要 	○		
9. 住宅の引渡日が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 住宅メーカーの引渡証明書等 		○	
10. 売電開始日(電力会社にとっての購入開始年月日)が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 例: 購入実績お知らせサービス~購入電力量のお知らせ~ 			○
11. 他補助金等の金額が確認できる書類 条件により提出 <ul style="list-style-type: none"> 申請する設備に対して他の補助金の交付を受けている場合、又は受ける見込みがある場合提出 	※	※	※
12. 事務代行届(様式第2号) 条件により提出 <ul style="list-style-type: none"> ※交付申請の手続を代理の者(業者等)に委任する場合は提出 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能 	※	※	※
13. 「電力会社と契約した住所」と「住民票の住所」が同一であることを確認できる書類 条件により提出 <ul style="list-style-type: none"> ※電力会社と契約した住所(接続契約書に記載の住所)と住民票の住所が異なる場合は提出 (例)土地の分筆等の場合 ⇒建築確認資料、土地分筆登記図面、建物表示登記配置図などのうち、建物の地番がわかるもの (例)住居表示区域に新築の場合 ⇒住居表示に係る建物新築届出書の写し又は街区符号住居番号設定通知書の写しなど 	※	※	※



【注意】

- 受付は原則として先着順となります。なお、予算残額が各メニューの補助上限額を下回った場合は、そのメニューの申請受付を終了します。他のメニューについては、受付を継続します。
- 必要書類がすべて揃ってからの申請受理・審査・交付決定となりますのでご了承ください。
- 本補助金について、他の設備の交付申請を同時に行う場合、内容が重複する書類は1通のみの提出で受付可能です(設置場所の案内図、納税証明書など)。

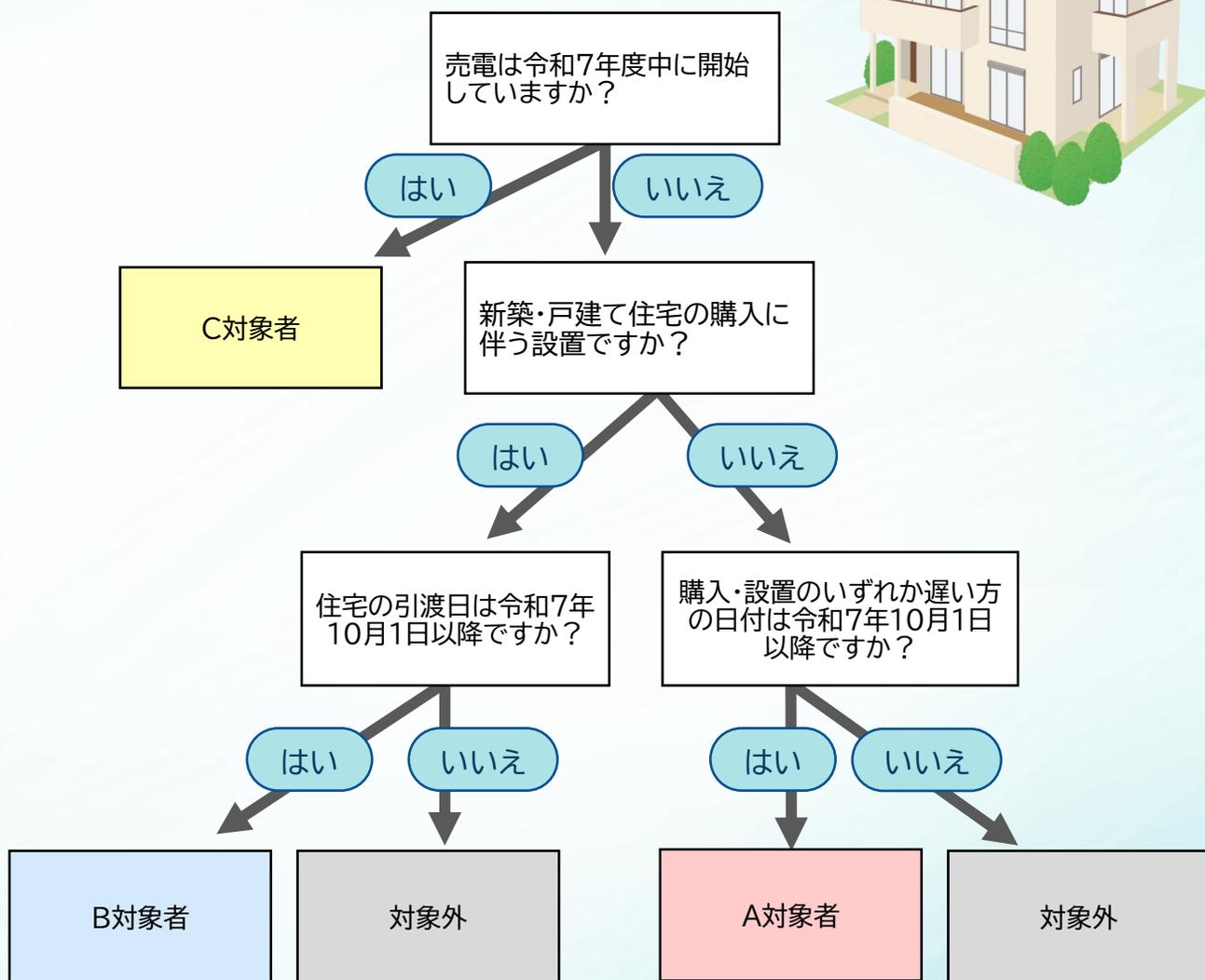
ご協力をお願いします!

交付決定後1年分の発電量・電力会社へ売った電力量・電力会社から買った電力量のデータが揃い次第、収支状況報告書(交付決定通知に同封、HPからもダウンロード可)を環境政策課へご提出ください(郵送、メール提出可)。

i お申し込み・お問い合わせ先

村民生活部 環境政策課
 環境計画推進担当(役場行政棟4F)
 TEL: 029-282-1711(内線1432)
 Mail: kankyuu@vill.tokai.ibaraki.jp

東海村くらしゼロカーボン応援補助金 太陽光発電システム 補助対象者フローチャート



- ◆ 各対象者とも、【対象設備の要件】を満たしている必要があります。詳細は申請の手引き中「対象設備の要件」をご確認ください。
- ◆ そのほか、申請に迷うケースは環境政策課までお問い合わせください。